

●特定都市河川浸水被害対策法案

都市部を流れる河川の流域において、著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあり、かつ、河道等の整備による浸水被害の防止が市街化の進展により困難な地域について、特定都市河川及び特定都市河川流域を指定し、浸水被害対策の総合的な推進のための流域水害対策計画の策定、河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備その他の措置を定めることにより、特定都市河川流域における浸水被害の防止のための対策の推進を図る。

近年、都市部の河川流域において浸水被害が頻発

- ・都市部では、平成12年の東海水害など浸水被害が頻発している
- ・ヒートアイランド化等により集中豪雨が頻発しており、浸水被害の危険性が増大
- ・一部では宅地開発等により設けられた調整池が埋め立てられる等の問題も発生

・著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあるにもかかわらず、河道又は洪水調節ダムの整備による浸水被害の防止が市街化の進展により困難

都市河川流域における新たなスキームによる浸水被害対策が必要

- ・河川管理者、下水道管理者及び地方公共団体が一体となった浸水被害対策が有効

ハード対策

河川法

(洪水等の事前予防対策)

- ・河道・ダム等の洪水対策
- ・流域での雨水貯留浸透施設整備 (河川管理者)

ソフト対策

水防法

(洪水等の発生時対策)

- ・浸水想定区域の指定 (洪水予報指定河川における外水のみを対象)

外水対策

新法

・特定都市河川及び特定都市河川流域の指定 (大臣・都道府県知事)

・総合的な浸水被害対策のための「流域水害対策計画」の策定 (河川管理者・下水道管理者・都道府県知事・市町村長)

・都市洪水想定区域・都市浸水想定区域の指定(外水及び内水を対象)

・雨水浸透阻害行為に対する貯留浸透施設設置の義務付け

・既存調整池の埋立行為の届出義務・必要な措置の勧告

・地方公共団体による管理協定の締結

内水対策

- ・排水設備の貯留浸透機能の義務付け (条例)
- ・他の公共団体による費用負担

・下水の排除、処理

下水道法

・開発許可

都市計画法

特定都市河川浸水被害対策法案の概要

【法案の目的】

この法律は、都市部を流れる河川の流域において、著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあり、かつ、河道等の整備による浸水被害の防止が市街化の進展により困難な地域について、浸水被害から国民の生命、身体又は財産を保護するため、当該河川及び地域をそれぞれ特定都市河川及び特定都市河川流域として指定し、浸水被害対策の総合的な推進のための流域水害対策計画の策定、河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備その他の措置を定めることにより、特定都市河川流域における浸水被害の防止のための対策の推進を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

1. 特定都市河川及び特定都市河川流域の指定（第3条）

【特定都市河川の指定要件】

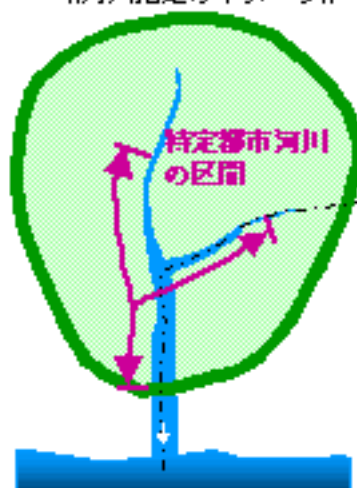
- ・著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあること
- ・河道又は洪水調節ダムの整備による浸水被害の防止が市街化の進展により困難なこと

【特定都市河川流域の指定】

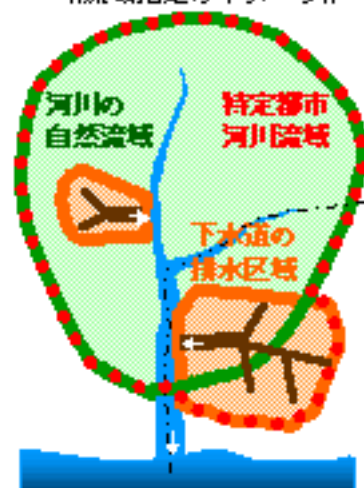
- ・特定都市河川の流域と下水道の排水区域をあわせて指定

※神田川(東京)、鶴見川(神奈川・東京)、新川(愛知)、寝屋川(大阪)等の全国30～40河川を想定

《河川指定のイメージ》



《流域指定のイメージ》



2. 流域水害対策計画の策定（第4条）

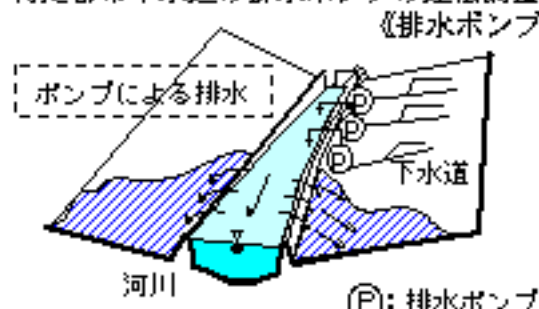
・河川管理者、下水道管理者、都道府県知事、市町村長が共同して策定

【計画事項】

- ・浸水被害対策の基本方針
- ・都市洪水又は都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨
- ・特定都市河川の整備に関する事項
- ・河川管理者が行う雨水貯留浸透の整備に関する事項
- ・特定都市下水道の整備に関する事項
- ・流域における雨水の貯留・浸透に関する事項
- ・特定都市下水道の排水ポンプの運転調整に関する事項 等

【計画手続】

- ・公聴会等による流域内の住民の意見聴取
- ・学識経験者の意見聴取



排水ポンプの排水により内水被害は解消されるが、下流の河道ネック部で外水氾濫を起こす恐れがある。



排水制限により、排水ポンプ場周辺で内水被害を起こす恐れがある。

・特定都市河川流域内の住民・事業者の雨水の貯留浸透の努力義務

3. 流域水害対策計画に基づく措置

(1) 河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備 (第6条)

- 流域水害対策計画に基づき特定都市河川流域に雨水貯留浸透施設を整備
- 当該施設は河川法等において河川管理施設とみなす

流域における雨水貯留浸透施設の整備



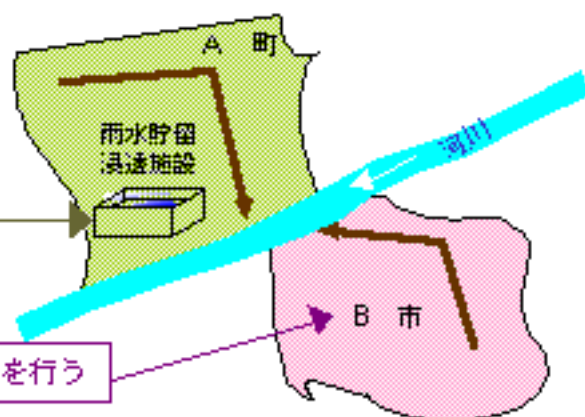
(2) 他の地方公共団体の負担金 (第7条)

- 流域水害対策計画に定められた下水道等の事業を実施する地方公共団体は、その実施により利益を受ける他の地方公共団体に費用を負担させることができる

《広域的な雨水貯留浸透施設の事例のイメージ》

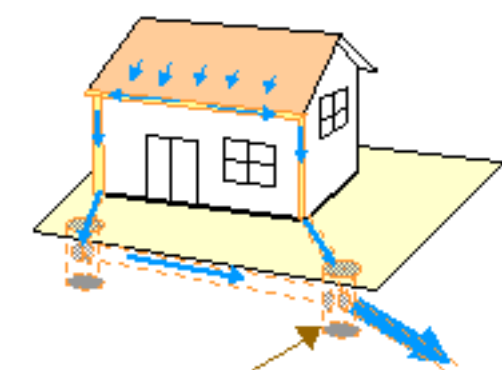
A町、B市別々に雨水貯留浸透施設を設置せず、A町の雨水貯留浸透施設で対岸B市の必要貯留量をカバーし両自治体の放流量を確保する

B市からA町に対して費用負担を行う

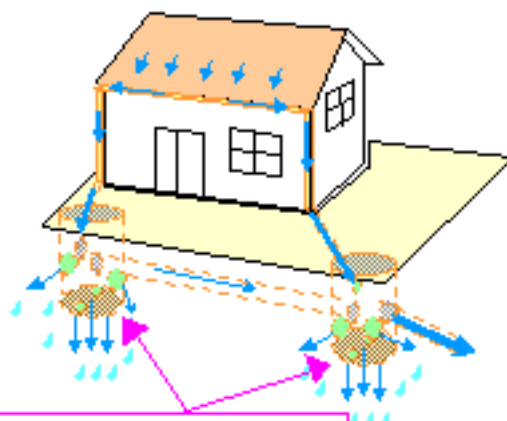


(3) 排水設備の技術上の基準に関する特例 (第8条)

- 条例により各戸の排水設備に、貯留浸透機能を付加させることができる



通常の雨水ます



宅地内の雨水ますに貯留浸透機能を付加し、雨水の流出量を低減

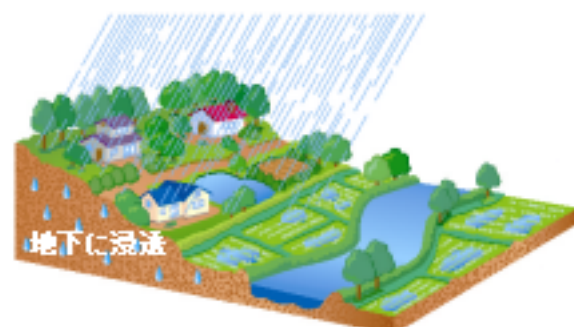
4. 特定都市河川流域における雨水の流出の抑制のための規制等

(1) 雨水浸透阻害行為の許可等（第9条～第22条）

- 宅地等以外の土地で行う一定規模（1,000㎡を想定）以上の雨水浸透阻害行為（著しい流出増をもたらす行為）は都道府県知事の許可が必要

《該当する雨水浸透阻害行為》

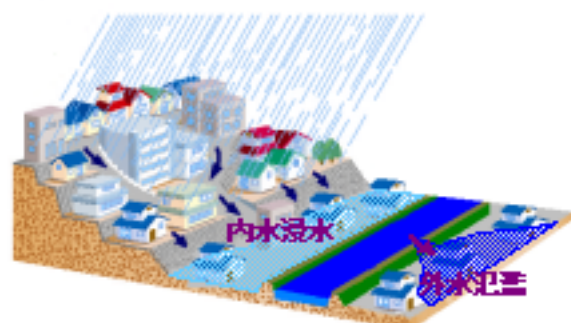
- 宅地等にするために行う土地の形質の変更
例）山林における宅地造成
- 土地の舗装
例）農地の駐車場への改変
- ゴルフコースの建設等



宅地造成等により、雨水が地下に浸透せず河川等に一度に流出し浸水被害をもたらす



- 許可に当たっては、技術的基準に従った雨水貯留浸透機能の設置が必要
- 許可に伴い設置された雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為は、都道府県知事の許可が必要



(2) 保全調整池に係る行為の届出（第23条～第26条）

- 一定規模（100m³を想定）以上の防災調整池を保全調整池として都道府県知事が指定
- 保全調整池の機能を阻害するおそれのある行為（埋立て等）は都道府県知事に対する届出を義務付け
- 都道府県知事は必要な措置を助言・勧告



従前の防災調整池
(約500m³規模)



埋め立て後の状況

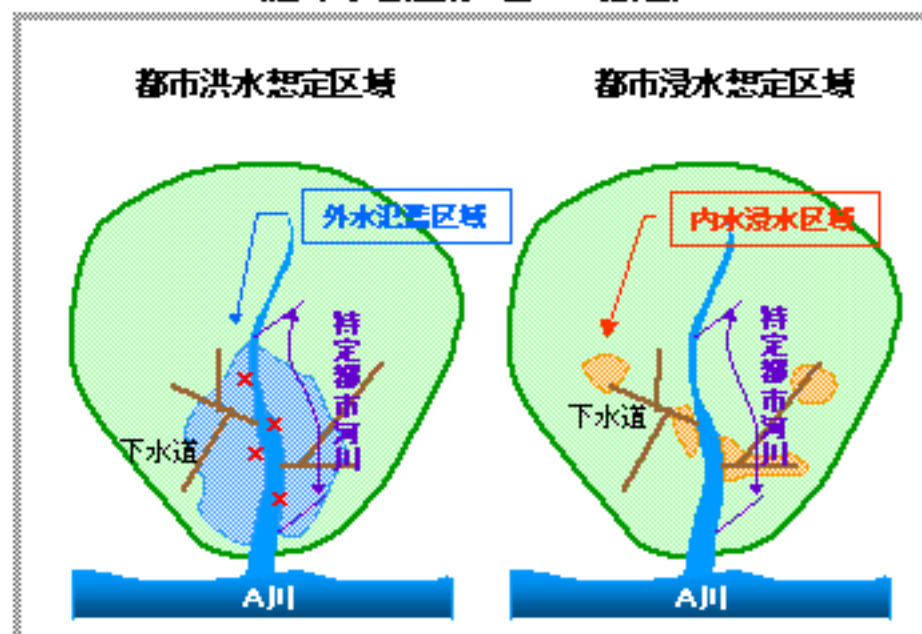
(3) 保全調整池に係る管理協定（第27条～第31条）

- 地方公共団体は、保全調整池の所有者と協定を締結し保全調整池を管理することができる。
- 管理協定は保全調整池の譲受人等に対しても効力を有する（承継効）。

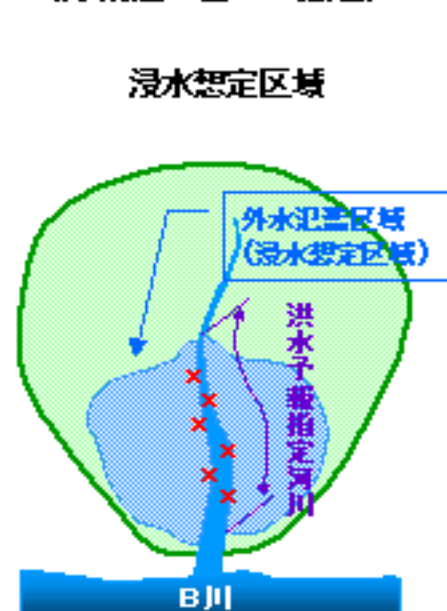
5. 都市洪水想定区域、都市浸水想定区域の指定等（第32条・第33条）

- 「都市洪水想定区域」＝都市洪水（河川の氾濫）により浸水が想定される区域
- 「都市浸水想定区域」＝都市浸水（内水による溢水又は湛水等の浸水）が想定される区域を指定・公表
- 市町村防災会議は浸水情報の伝達方法、避難場所、地下街への情報伝達方法等を市町村防災計画に定め、住民に周知
- 地下街管理者による浸水時の避難等に関する計画作成及び公表の努力義務

《都市水害法案に基づく指定》



《水防法に基づく指定》



特定都市河川が洪水子報指定河川でない場合（神田川、荒川等）

特定都市河川が洪水子報指定河川である場合（荒川、利根川等）

※施行時期

- 公布日から一年以内の政令で定める日を予定